



島根県報

令和2年11月20日（金）

号外 第 137 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第675号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 11 月 20 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県 道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町川井1457番2地先から同1474番1地先まで	前	メートル 21.64～ 47.14	メートル 32.69	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	21.64～ 65.10	32.69		
〃	西郷布施線	隠岐郡隠岐の島町東郷神米鼻30番地先から同町東郷宮尾8番地先まで	前	10.80～ 15.00	56.26	隠岐支庁県土整備局	交通安全工事 拡幅
			後	12.10～ 27.30	56.26		

島根県告示第676号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 2 年11月20日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	雲南市木次町西日登3272番15地先から同番3地先まで	メートル 188.35	令和2年 11月20日	雲南県土整備 事務所	